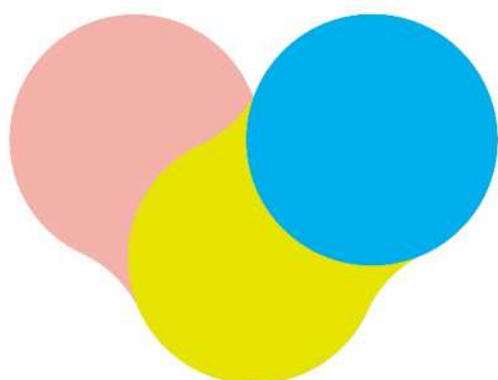




助成事業 募集要項



東アジア文化都市
2026 松本

Culture City of East Asia
2026 MATSUMOTO

東アジア文化都市2026松本市実行委員会
2025年 9月

東アジア文化都市2026松本の実施にあたり、市内全体で開催機運を盛り上げるため、市民の皆様が実施する文化芸術の取り組みやイベントに対し、費用の一部を助成します。

募集期間 : 一次募集
令和7年10月 1日(水)から11月28日(金)まで
二次募集
令和8年4月頃を予定
(詳細は別途ホームページ等でお知らせします)
実施期間 : 令和8年 1月 1日(木)から12月31日(木)まで
助成対象期間: 交付決定日以降

(注) 本事業は、令和8年度予算成立を前提としているため、今後、助成事業の決定や予算の執行は、内容が変更になる場合があります。

目次

1	東アジア文化都市とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	松本市における開催目的(基本方針)・・・・・・・・・・	1
5	事業区分と助成額・採択件数・・・・・・・・・・	2
6	対象外となる事業等・・・・・・・・・・	2
7	助成対象者の要件・・・・・・・・・・	3
8	助成対象経費・・・・・・・・・・	3
9	助成事業の流れ・・・・・・・・・・	4
10	応募について・・・・・・・・・・	4
11	審査及び審査結果の通知について・・・・・・・・・・	5
12	交付決定後の流れ・・・・・・・・・・	5
13	助成の取消し・・・・・・・・・・	7
14	スケジュール・・・・・・・・・・	7
15	その他・・・・・・・・・・	8
16	申請先・お問合せ先・・・・・・・・・・	8

1 東アジア文化都市とは

「東アジア文化都市」は、日中韓文化大臣会合での合意に基づき、日本・中国・韓国の3か国において文化芸術による発展を目指す都市を選定し、各都市が行う様々な文化芸術プログラムを通じて、東アジア域内の国際的交流を深め、発信力の強化を図ることを目指します。

2 メインテーマ

「ARTS & PEACE」

「三ガク都・松本」の誇るべき文化観光資源を最大限に活用し、文化交流と観光産業振興の両立によってその魅力を国内外に発信するとともに、文化芸術による交流を通じて日中韓の相互理解を深め、東アジア地域の平和につなげていきます。

3 事業の目的

日中韓の3か国が文化的多様性を尊重しつつ、東アジアへの帰属意識、文化の融合、相互の芸術鑑賞を促進すること。

それぞれの国民が他国の豊かな文化芸術を享受できるようにするとともに、実施都市の文化的基盤、知名度、影響力を向上させ、その経済的振興を促進し、国民間の相互理解と友好を増進すること。

4 松本市における開催目的（基本方針）

三ガク都（岳・楽・学）・松本の魅力発信

事業を通じて、松本の魅力（歴史文化の豊かさ、自然環境の豊かさ、交通利便性等）を国内外へ広く発信する機会を確保します。

次世代へ向けた友好関係の構築と持続可能な都市への発展

文化交流人口の拡大（特に次代を担う若者同士の交流）により、相互理解と友好関係を深める機会を創出します。

国際文化観光都市の実現

未来に向けた持続可能な「国際文化観光都市」を推進させるとともに、日本と東アジアの架け橋として互いに学び合い、成長する機会を創出します。

伝統文化資源の再評価

地域固有の伝統芸能や食文化、行事を掘り起こし、文化資源としてその価値を改めて認識することで「郷土愛」を育む機会とし、地域が直面している担い手や継承の課題を、松本市全体で支える体制の再構築を目指します。

5 事業区分と助成額・採択件数

助成事業として、下記プログラムを公募します。

『参加』プログラム		『発信』プログラム
対象	○2026年1月1日から同年12月31日までに、主に松本市内で実施する文化芸術事業 ○東アジア文化都市2026松本の基本方針のいずれかに合致する文化芸術事業	
		東アジアとの相互理解や文化交流に資する事業 本市の文化を国内外に発信し、波及性のある事業
助成額	助成対象経費の10分の10以内	補助対象経費の3分の2以内
限度額	30万円	100万円

次のような取組みを募集します。

様々な市民が主体となって連携し、東アジア文化都市2026松本への参加・交流の裾野を広げる取組み

東アジア文化都市2026松本を契機に、文化芸術を通して市民が協働し、活動が持続していく観光やまちづくりに資する取組み

松本市内において、東アジアの人々とのつながりを文化芸術を通して市民と共有する取組み

東アジア並びに国内外各地域に向けて松本の文化芸術を発信するとともに、「松本のファン」の繋がりや広がりが感じられる取組み

若手クリエイター等、次代の担い手が主体となって松本の文化芸術の新たな可能性を示し、波及させる取組み

暮らしのなかで受け継がれてきた松本の魅力的な文化を、子ども・若者に世代を越えて共有する取組み

6 対象外となる事業等

次に該当する活動・事業等については対象となりません。

企業の行うもの又は営利を目的として行われるもの及び、特定企業の広報、宣伝活動と認められるもの

特定の政治又は宗教活動を目的とするもの

慈善活動への寄付を目的として行われる公演・展示等の活動

松本市から別の補助金や委託料が交付されるもの

ただし、東アジア文化都市2026松本の趣旨に沿った事業内容は対象となる場合があります。

学校、企業・事業所及び職能団体等の団体内の活動

いわゆる教授所や教室等が行う稽古ごと、習い事等のおさらい会及び発表会
 一流一派で行う発表会等
 公演、展示を自ら制作実施しない、いわゆる鑑賞団体の活動
 研究調査活動の場合、これらの活動職業としているものの研究調査活動
 情報収集・提供活動の場合の機関紙等の発行活動
 展覧会、コンクール等への出品・参加

7 助成対象者の要件

次のすべての条件を満たすもの

市内に住所がある個人または企業・団体
 一定の活動実績、又は事業を確実に完遂できる見込みがあると認められるもの
 企業・団体は代表者が明らかであり、一定の規約を有すること（規約や会則等がある場合）
 ただし、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員を密接な関係を有する者及び団体は松本市暴力団排除条例第6条の規定により、対象者とはなりません。

8 助成対象経費

助成の対象となる経費は、助成事業に関わる費用のみとし、団体の運営に要する経費、練習に係る経費等は除く。

項 目	内 容
制作費	制作費（脚本、作曲、美術作品、映像編集・制作、デザイン、ロケーション等）、作品等実演費（演出、舞台監督、音響、照明、設置、試作、オペレーションスタッフ等）、賃借料（美術作品—保険料を含む—、機材等）
報償費	企画・調査料、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等
旅費	公共交通機関の利用に係る交通費、高速道路料金、宿泊料（交通費、高速道路料金は最短経路による）
使用料・賃借料	会場使用料、会場設営費、会場撤去費、レンタカー使用料等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・作品等運搬費等
手数料	振込手数料
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスターパンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	制作や発表活動等で使用する物品代等（1件10万円未満）、燃料費

経費の性質が上記と同義のものは、同様の扱いとなります。

助成対象経費に含まれるものであって、社会通念上著しく高額と認められる場合は、助成対象外とします。

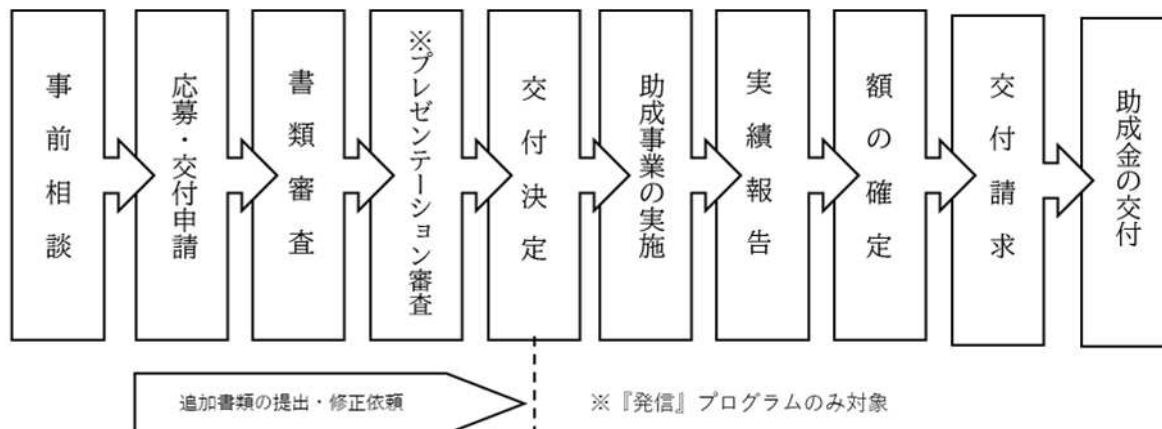
上記のほか、交付決定前に支出された経費や領収書等の不備により適正な支出と判断で

きない経費は、助成対象外となります。

上記に記載されていない項目は助成対象外となる場合があります。

9 助成事業の流れ

助成事業の流れはおおよ次のとおりです。



10 応募について

募集スケジュール

ア 一次募集期間

令和7年（2025年）10月 1日（水）から11月28日（金）まで

イ 二次募集期間（予定）

令和8年（2026年）4月頃を予定（詳細は別途ホームページ等でお知らせします）

応募方法

東アジア文化都市2026松本ホームページの申請フォームからご応募ください。

（ホームページ URL：<https://matsumotocity.com/josei>）



添付書類

以下の書類を申請フォームにアップロードしてください。（様式等はホームページからダウンロードしてください。）

	添 付 書 類	
ア	助成事業事業計画書兼交付申請書	（様式第1号）
イ	収支予算書	（様式第2号）
ウ	団体概要または個人略歴	（様式第3号）
エ	定款、寄付行為またはこれに類する規約等	
オ	団体の役員及び構成員の名簿	
カ	事業の写真又はチラシ等のデータ（過去に同様の事業を実施している場合）	ホームページ、SNS等での事業周知に使用します。
キ	その他参考資料（企画書等）	

申請フォームからの申請が困難な場合は、個別にご相談ください。

申請に要した経費は申請者が負担するものとします。

1.1 審査について

当事業は、審査会による審査の上、予算の範囲内で次のとおり採択の可否を決定します。

審査方法

【『参加』プログラム】書面審査により採択の可否を決定します。

【『発信』プログラム】書類審査を通過した団体により、プレゼンテーション審査（1団体5～8分程度）を行い、採択の可否を決定します。

審査の観点

○実現性

事業計画に記載された内容が確実に実現されるか。計画の現実性、運営体制、予算等。

○妥当性

東アジア文化都市2026松本の助成事業の趣旨に適った内容の事業か。

○波及性

活動が広く市民や市外に伝わり、広がっていく可能性がある事業か。

○発展性

今回実施することにより、将来に向けて連携や活動が発展する可能性があるか。

○創造性

独自の視点から、松本の魅力を引き出す発信が含まれているか。

審査の結果に関わらず、申請書に記載された住所に、審査結果をメール又は書面にて送付します（様式第5号）。合わせてロゴマークのデータを送付します。なお、交付決定にあたっては条件を付することがあります。

ロゴマークのデザインやその他使用のルールについては、「ロゴマークガイドライン」を遵守してください。

（ホームページ URL：<https://matsumotocity.com/josei>）

1.2 交付決定後の流れ

事業内容に変更等が生じた場合

ア 変更・中止・延長が必要となる事例

以下の事例に該当する場合は、速やかに所定の申請書を提出してください。

(ア) 事業の主要な部分を変更する場合（例：事業内容の大幅な変更、実施会場の変更、事業規模の大幅な縮小・拡大など）

(イ) 収支予算の総額や主要な費目に変更が生じる場合

(ウ) 事業実施日を変更する場合

(エ) 事業を中止または廃止する場合

(オ) 事業の完了期限を延長する必要がある場合

軽微な変更（参加人数の若干の変動、事業内容の部分的修正など）については申請の必要はありませんが、判断に迷う場合は事務局にご相談ください。

イ 申請期限

変更・中止・延長の必要性が生じた時点で速やかに申請してください。

ウ 提出方法

東アジア文化都市 2026 松本ホームページの申請フォームからご提出ください。

(ホームページ URL : <https://matsumotocity.com/josei>)



エ 添付書類

内容に応じて以下の書類を申請フォームにアップロードしてください。(様式等はホームページからダウンロードしてください。)

	添 付 書 類	
(ア)	事業変更承認申請書	(様式第 7 号)
(イ)	事業中止(廃止)承認申請書	(様式第 8 号)
(ウ)	事業完了期限延長承認申請書	(様式第 9 号)
(I)	変更後の事業計画書、収支予算書など関係書類	

概算払い(前払い)について

発信プログラムについては、事業の円滑な実施のため、交付決定額の 3 分の 1 を上限として概算払い(前払い)が可能です。概算払いを希望する場合は、「助成金(概算払)請求書」へ希望する概算払い額を明記し提出してください。

実績報告書の提出(活動終了後)

事業終了後、30 日以内又は交付決定の日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い方の日までに実績報告書を提出してください。あわせて事業収入については、その収支が明らかになるもの(事業管理口座通帳の(写)など)、当該事業経費全ての領収書(写)のご提出をお願いします。原則として、会場を予約するための費用を除き、交付決定日以降の日付の領収書が助成金の対象となります。

なお、紛失等により領収書(写)の提出がない場合には、事業経費とはならないので注意してください。以上をもとに助成金を確定し、助成金の確定通知(助成事業確定通知書:様式第 6 号)を送付します。

確定通知を受けた方は請求書を提出してください。なお、既に概算払いを受けている場合は、確定額との差額をお支払いします。

ア 提出方法

東アジア文化都市 2026 松本ホームページの申請フォームからご提出ください。

(ホームページ URL : <https://matsumotocity.com/josei>)



イ 添付書類

以下の書類を申請フォームにアップロードしてください。(様式等はホームページからダウンロードしてください。)

	添 付 書 類	
(ア)	助成事業実績報告書	(様式第 5 号)
(イ)	活動報告書	
(ウ)	収入及び支出の証拠書類の写し	

(I)	記録写真(3枚以上)	
(オ)	その他参考資料(チラシ、パンフレット等)	
(カ)	助成金(概算払い)請求書	

(助成対象者に求める事項)

採択された個人又は企業・団体は、以下の項目にご協力ください。

東アジア文化都市2026松本市実行委員会作成のアンケート配布へのご協力(一部事業)
事業の各種広報物における東アジア文化都市2026松本ロゴの掲載、事業実施場所におけるのぼり旗の掲出など広報に関すること

東アジア文化都市2026松本公式ホームページ、公式SNSでの事業概要の掲載

東アジア文化都市2026松本の広報や事業実施報告に使用する、事業実施をしている様子の写真や参加者のスナップ写真などの提供

1.3 助成の取消し

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。

ア 申請した団体等が解散等により事業の継続が不可能と判断されるとき

イ 申請内容に虚偽があると認められるとき

ウ その他、実行委員会会長が取消しを必要と認めたとき

助成の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、実行委員会はその賠償の責めを負いません。

1.4 スケジュール

日 程	内容
2025年10月1日(水)から 2025年11月28日(金)まで	助成事業の募集(一次)
2025年12月13日(土)又は14日(日)	プレゼンテーション審査
2025年12月下旬(予定)	審査結果の通知
2026年1月～12月(日程は事業による)	事業実施
事業期間終了から30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月末日のいずれか早い方の日	実績報告書の提出
実績報告書の確認後	確定通知の送付
確定通知が届き次第	請求書の提出
請求書の提出後	助成金の支払い

1 5 その他

二次募集における応募資格

ア 一次募集で不採択となった場合は、二次募集に申請することができます。

イ 一次募集で採択された事業者は、二次募集には応募できません。

事業実施期間について

対象となる事業は、原則として2026年1月1日から同年12月31日までに実施される事業ですが、2026年3月から同年4月へと年度をまたぐ事業も対象となります。ただし、実績報告書の提出期限や助成金の支払い時期については別途ご相談ください。

1 6 申請先・お問い合わせ先

東アジア文化都市2026松本市実行委員会事務局

〒390-0874 松本市大手3-8-13（大手事務所5階）

松本市文化観光部文化振興課

TEL：0263-34-3293（直通） FAX：0263-34-3018

E-mail:bunkashinko@city.matsumoto.lg.jp